

(件名) 新型コロナ感染拡大による介護事業所への財政支援の一部を利用者負担としないことを国へ求める意見書提出について

(陳情の要旨)

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者の減少、感染対策経費の増加によって、多くの介護施設・介護サービス事業所の経営は深刻な事態に陥っています。個々の事業所の責任に帰すことのできない損失が発生しており、この状況が継続すれば、必要な介護サービスを提供する体制が崩壊する事態につながりかねません。

こうした中、厚生労働省から6月1日付で、通所系サービスと短期入所系サービスについて、通常とは異なる介護報酬を算定することを可能とする特例が出されました（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い（第12報）」）。

この第12報は、利用者から事前同意を得ることとその他一定の条件のもと、通所系サービスでは2区分上位の基本サービス費の算定が認められ、短期入所系サービスでは緊急短期入所受入加算の算定が認められたものですが、以下の問題点を含むものとなっています。

第一に、介護サービス事業所から利用者に対して、通常とは異なる介護報酬を請求し利用料を負担してもらおう明確な根拠を示すことができない。

第二に、利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者とは得られない利用者との不公平が生じる可能性がある。

第三に、利用者への説明のための書類作成や同意を得る作業をめぐり、介護サービス事業所や給付管理を担うケアマネジャーに新たな業務負担が発生する。

第四に、利用者がすでに区分支給限度額ぎりぎりのサービス提供を受けている場合に、本報の適用により限度額を超えた部分は利用者の10割負担となるため、経済的負担を増やしサービス利用の制限につながりかねない。

第五に、本報による利用料の増加が次期（第8期）介護保険料に反映される可能性があり、県民の負担をさらに増やしかねない

県内の介護サービス事業所は、利用者とともに感染予防対策に細心の注意を払いながら事業継続に奮闘していますが、経営や運営に相当な負担がかかり窮している声が多く寄せられています。

つきましては、コロナ禍の中で困難を抱える利用者を救い、奮闘する介護サービス事業所の経営危機を救うために、鹿児島県から国に対して第12報適用による利用者負担を見直し、国による介護サービス事業所への財政支援をさらに手厚くするこ

とを求める意見書提出をしていただきたく、県内の多くの事業所から集まった賛同団体署名を添えて、下記事項を陳情致します。

記

国に対して下記の内容の意見書提出を行って下さい。

1. 厚労省6月1日付通知「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い(第12報)」における利用者負担を見直していただくこと。
2. 介護サービスを守り、事業の継続維持のための財政支援をさらに手厚くしていただくこと。

以上

賛同団体署名 164団体

(署名簿一省略)